

(訟ろー01)

令和2年9月2日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定 久 朋 宏

「受付分配通達の改正の概要」の送付について（事務連絡）

本日付け最高裁総三第123号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」が発出されました。同通達の参考資料として「受付分配通達の改正の概要」を送付しますので、関係職員に配布して執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(令和2.9.2総三印)

受付分配通達の改正の概要

第1 改正の趣旨

以下の法律の施行に伴い、受付分配通達について所要の改正を行った。

- 1 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）（以下「表題部適正化法」という。）
- 2 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）
- 3 特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）

第2 主な改正点

別表第1（民事事件）を以下のとおり改めた。

1 表題部適正化法の施行に伴う改正事項

表題部適正化法第19条1項で特定不能土地等管理命令の申立てが、同法第30条1項で特定社団等帰属土地等管理命令の申立てが、それぞれ新設され、これらの申立てに係る事件は民事非訟事件であるから、「3.1 民事非訟事件」の基本法条に「表題部適正化法3.1」を追加した。

なお、基本法条として記載する法令の略語については、表題部適正化法を「表題部適正化法」とした。

2 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う改正事項

(1) 「5.3 油濁等損害賠償責任制限事件」について

一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続の申立て及び難破物除去損害に係る責任制限手続の申立てが新設されたため、本項の基本法条に「4.3 VI, 5.1 VI」を加えるとともに、事件の種類を「油濁等損害賠償責任制限事件」に、登載する事件簿の名称を「油濁等損害賠償責任制限事件簿」に、それぞれ改めた。

(2) 「6.0 民事雑事件」の「(25)強制執行又は保全執行の停止、執行処分取消しの申立て」について

一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続の申立て及び難破物除去損害に係る責任制限手続の申立てが新設されたため、本項の基本法条に「4 3 VI, 5 1 VI」を追加した。

3 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正事項

(1) 「60 民事雑事件」の「(26)査証の命令の申立て」について

特許法第105条の2第1項で査証の命令の申立てが新設されたため、本項を新設した。

(2) 「60 民事雑事件」の「(27)査証報告書の不開示の申立て」について

特許法第105条の2の6第2項で査証報告書の不開示の申立てが新設されたため、本項を新設した。